

食安発 0829 第 1 号
平成 24 年 8 月 29 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

東日本大震災の被害者の食品衛生法第 52 条第 1 項の許可等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令等について

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号。以下「法」という。）第 3 条第 4 項の規定に基づき、東日本大震災の被害者の食品衛生法第 52 条第 1 項の営業許可等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令（平成 23 年政令第 274 号。以下「令」という。）を本年 2 月に改正し、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく営業の許可を含む東日本大震災の被害者の権利利益に係る満了日を平成 24 年 8 月 31 日と定めたところです。

また、同日付で、厚生労働省においては、法第 3 条第 1 項の規定に基づく告示（平成 24 年厚生労働省告示第 62 号）を制定し、食品衛生法に基づく営業の許可を含む同告示に規定された特定権利利益については、東日本大震災の被害者による当該特定権利利益に係る満了日の延長の申出を必要とせず、一律に満了日を平成 24 年 8 月 31 日まで延長することとする措置を講じたところです。

今般、令における延長期日の翌日以降においても満了日の延長の措置を特に継続して実施する必要があるものについて、権利利益の延長期日をさらに延長することとし、令を改正してその期日を平成 25 年 2 月 28 日まで延長することとしました（平成 24 年政令第 217 号。別添 1 参照。）。

また、併せて法第 3 条第 1 項の規定に基づく告示を改正しました（平成 24 年厚生労働省告示第 490 号。別添 2 参照。）。

これに伴う食品衛生法の運用における留意点等は下記のとおりですので、ご了知の上、適切な対応方ご配慮いただけますよう、お願いします。

記

第1 満了日の再延長を行った行政上の権利利益

○食品衛生法第52条第1項の規定に基づく営業の許可

第2 留意事項

1 食品衛生法に基づく営業許可の期限については、食品の安全性の確保のため公衆衛生の見地から可能な範囲でこれまで延長の措置をしてきたところですが、延長の措置の終了後には許可要件の確認を行う必要があるため、事業者への周知徹底の期間が必要である等の関係自治体からの要望を踏まえ、今回の延長の対象とすることとしました。

2 改正前の令と同様、東日本大震災の被害者が令に基づく特定権利利益に係る満了日の延長措置を受けるためには、当該者が、当該者の特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面（法第3条第3項に規定する書面をいい、以下「申請書」という。）による満了日の延長の申出を行う必要があります。

（補足）

①申請書については、保有する権利利益、特定非常災害の被害者である旨等必要な事項が記載されていれば、様式は問いません。また、申請書の記載事項については、必要な事項が簡潔に記載されていれば適当なものとして受理することとして構いません。

②平成23年3月11日から申出日までの間に、既に有効期限の満了を迎えた許可であっても、平成25年2月28日までに書面による申出があり、有効期限の延長が適当であると認められる場合には、平成25年2月28日までの期日を指定して、権利を遡及的に回復させて指定期日まで許可の期限を延長することができます。

3 今般、別途改正する告示（特定非常災害の被害者の権利利益の保全を図るための特別措置に関する法律第3条第4項の規定に基づき同条第1項の規定による満了日の延長に関し当該延長後の満了日を平成25年2月28日まで延長する措置を指定する件。平成24年厚生労働省告示第490号。）で指定する区域（福島県内の警戒区域（注1）と計画的避難区域（注2））については、法第3条第1項の規定により、その区域内に在る営業所の許可については、引き続き、被害者による書面による申出がなくとも一律に平成25年2月28日まで満了日が延長されることとしています。

(注1) 東日本大震災に際し、原子力災害対策特別措置法第28条第2項において読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき設定された警戒区域をいう。

(注2) 原子力災害対策特別措置法第20条3項に基づき、平成23年福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長が平成23年4月22日付けで避難のための計画的な立退きを行うことを指示した区域をいう。

- 4 令に基づく特定権利利益に係る満了日の延長措置は、東日本大震災の被害及び影響の大きさ等に鑑み、特措法第3条第4項に基づく特別な措置を講ずるものであることから、既に東日本大震災の発生前と同様に、食品衛生法により許可の更新を行うことのできるものについては、令に基づく延長の措置をとることとはせず、東日本大震災の発生前と同様に、食品衛生法により許可の更新を行うこととしてください。

第3 周知の依頼

上記の措置につきまして、関係者からの問い合わせ等に適切に対応していただくとともに、関係機関及び関係団体等とも連携しつつ、他の地域に避難している者に対しても、今回の延長措置の対象、期限等について積極的に周知方お願いします。また、告示の対象区域において事業を再開する場合には、食品衛生上の観点から事業者の現状把握等についての特段の配慮をお願いします。

第一章第一節中第四条の次に次の一条を加える。

(国際政策統括官の職務)

第五条 国際政策統括官は、金融庁の所掌事務に関する国際関係事務のうち、重要な政策の総括に関する事務をつかさどる。

附則第四条中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改める。
附則第五条中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改める。

附則

1 この政令は、公布の日から施行する。
(職員)の退職管理に関する政令の一部改正
(職員)の退職管理に関する政令(平成二十年政令第三百八十九号)の一部を次のように改正する。

2 第五号第一項中「第十七条第一項」の下に「若しくは第六十二条第一項」を加える。
第十二条第二号ハ中「金融国際政策審議官」を削り、同条第三号に次のように加える。
二 金融庁の総務企画局に置かれていた金融国際政策審議官

第十五条第一項第五号中「次長」の下に「同法第六十二条第一項に規定する職」を加える。
前項に規定の経過措置
3 (罰則)の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

都市再開発法施行令及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

内閣総理大臣 野田 佳彦

御名 御璽

平成二十四年八月二十九日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第二百十六号

都市再開発法施行令及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第九十九条の三第一項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第二三三六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条 都市再開発法施行令(昭和四十四年政令第二百三十二号)の一部を次のように改正する。

第四十条の二に次の一号を加える。
三 組合の定款により施設建築物の一部(その床面積が組合及び全ての参加組合員が取得することとなる施設建築物の一部の床面積の合計の二分の一以上であるものに限る。)が与えられるように定められた参加組合員である者

第四十六条の十四中「第四十条の二」の下に「(第三号を除く。)」を加える。
(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令の一部改正)

第二条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令(平成九年政令第三百二十四号)の一部を次のように改正する。
第四十条に次の一号を加える。

三 事業組合の定款により施設建築物の一部(その床面積が事業組合及び全ての参加組合員が取得することとなる施設建築物の一部の床面積の合計の二分の一以上であるものに限る。)が与えられるように定められた参加組合員である者

この政令は、公布の日から施行する。
国土交通大臣 羽田雄一郎
内閣総理大臣 野田 佳彦

東日本大震災の被害者の食品衛生法第五十二条第一項の許可等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

内閣総理大臣 野田 佳彦

御名 御璽

平成二十四年八月二十九日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第二百十七号

東日本大震災の被害者の食品衛生法第五十二条第一項の許可等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災の被害者の食品衛生法第五十二条第一項の許可等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令(平成二十三年政令第二百七十四号)の一部を次のように改正する。

本則中「平成二十四年八月三十一日」を「平成二十五年二月二十八日」に改め、第十七号を削り、第十八号を第十七号とし、第十九号を第十八号とし、第二十号を削り、第二十一号を第十九号とし、第二十二号を第二十号とし、第二十三号を第二十一号とし、第二十四号を削る。

この政令は、公布の日から施行する。ただし、本則中第十七号を削り、第十八号を第十七号とし、第十九号を第十八号とし、第二十号を削り、第二十一号を第十九号とし、第二十二号を第二十号とし、第二十三号を第二十一号とし、第二十四号を削る。

厚生労働大臣 小宮山洋子
内閣総理大臣 野田 佳彦

御名 御璽

平成二十四年八月二十九日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第二百十八号

中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する政令

内閣は、中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第四十四号)附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十四年八月三十日とする。

内閣総理大臣 野田 佳彦
財務大臣 川端 達夫
総務大臣 安住 淳
厚生労働大臣 小宮山洋子
農林水産大臣 郡司 彰
経済産業大臣 枝野 幸男
国土交通大臣 羽田雄一郎

御名 御璽

中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十四年八月二十九日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第二百十九号

中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第四十四号)の施行に伴い、並びに中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)第四十一条第一項及び第二項、中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第四条、国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第七十五条並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第五十三条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令の一部改正)

第一条 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令(平成十一年政令第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第四条中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。
第八条中「第十三条第六項」を「第十三条第八項」に改める。
第九条及び第十条を削る。
第十一条中「第二十六条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条を第九条とする。

御名 御璽

◎東日本大震災の被害者の食品衛生法第五十二条第一項の許可等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令

新旧対照条文

○東日本大震災の被害者の食品衛生法第五十二条第一項の許可等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令（平成二十三年政令第二百七十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十九号）第一条の規定により特定非常災害として指定された東日本大震災の被害者の権利利益であつて次に掲げるものについての特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第四項の政令で定める日は、平成二十五年二月二十八日とする。</p> <p>一～十六（略）</p> <p>（削る）</p> <p>十七・十八（略）</p> <p>（削る）</p>	<p>東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十九号）第一条の規定により特定非常災害として指定された東日本大震災の被害者の権利利益であつて次に掲げるものについての特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第四項の政令で定める日は、平成二十四年八月三十一日とする。</p> <p>一～十六（略）</p> <p>十七 介護保険法第五十八条第一項の指定を受けたことにより、同項に規定する介護予防サービス計画費の支給に係る同法第八条の二第十八項に規定する介護予防支援を提供することができること。</p> <p>十八・十九（略）</p> <p>二十 障害者自立支援法第五十二条第一項の支給認定を受けたこと</p>

十九〜二十一 (略)

(削る)

により、同法第五十八條第一項の規定により自立支援医療費の支給を受けることができること。

二十一〜二十三 (略)

二十四 整備法附則第二十六條の規定により新児童福祉法第二十四條の三第四項に規定する入所給付決定を受けたものとみなされたことにより、新児童福祉法第二十四條の二第一項の規定により同項の障害児入所給付費の支給を受けることができること。